栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）改定概要

ＥＡＬ及びＯＩＬに基づく防護措置の導入

ＥＡＬ：「緊急時活動レベル」（Emergency Action Level）
- 放射性物質漏えい前の防護措置の判断基準
- 初期対応段階で予防的防護措置を迅速確実に開始するため、各設備の状態等から判断して、３つの緊急時活動レベルを適用。

ＯＩＬ：「運用上の介入レベル」（Operational Intervention Level）
- 放射性物質漏えい後の防護措置の判断基準
- 環境への放射性物質放出後、被ばくの影響をできる限り低減するため、３つの取るべき防護措置の基準を規定。

栃木県における防護措置実施の判断基準

ＰＡＺ（～５ｋｍ）　ＵＰＺ（５～３０ｋｍ）　ＵＰＺ以遠（３０ｋｍ～）

	緊急事態を判断する主なＥＡＬ	栃木県における主な措置の概要
ＥＡＬ１（警戒事態）	・福島県、茨城県又は新潟県において震度６弱以上の地震が発生 ・　〃　大津波警報が発令	・災害対策要員の参集 ・国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ・必要に応じて市町、消防等関係機関に対し通報連絡
ＥＡＬ２（施設敷地緊急事態）	・原子炉運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生 ・非常用直流電源が一となる状態が５分以上継続 ・原子力事業所境界付近で５μSv/ｈ以上の放射線量が検出	・災害警戒本部の設置　・市町、消防等への通報連絡 ・報道機関、県ホームページ等を通じた県民等への周知 ・緊急時環境放射線モニタリングの準備
ＥＡＬ３（全面緊急事態）	・原子炉の非常停止に必要な機能が喪失 ・全ての非常用直流電源喪失となる状態が５分以上継続 ・原子力事業所境界付近で500μSv/h以上の放射線量が検出	○放射性物質漏えい前 ・災害対策本部の設置　・屋内退避等の注意喚起 ・避難者の受入れ準備　・現地対策本部への職員派遣

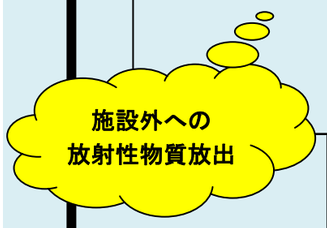

	種類	空間放射線量率	措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１（避難等基準）	500μSv／h（地上１ｍ）	数時間内に区域を特定し、屋内退避等
早期防護措置	ＯＩＬ２（移転基準）	20μSv／h（地上１ｍ）	１週間程度内に一時移転
飲食物摂取制限	飲食物スクリーニング基準	0.5μSv／h（地上１ｍ）	測定実施区域を特定

ＯＩＬ４（体表面除染基準）

表面汚染（計数率）単位：cpm
- β線 40,000
- 〃　13,000（１ヶ月後）

措置の概要
- 避難者等のスクリーニング
- 基準超過の場合は除染

ＯＩＬ６（飲食物摂取制限基準）

放射性核種濃度　単位：Ｂｑ／kg

核種	飲料水等	野菜類 肉、魚等
放射性ヨウ素	300	2,000
放射性セシウム	200	500
超ウランα核種	1	10
ウラン	20	100

- 飲食物中の放射性核種濃度の測定及び分析
- 基準超過の場合は摂取制限等実施